

山口県報

目 次

告示

家畜伝染病予防法第九条の規定による消毒方法の実施（畜産振興課）……………



山口県告示第四百五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第九条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ぜる。

平成二十二年十一月三十日

山口県知事 二井 関成

- | | |
|---------|--|
| 一 目的 | 高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため |
| 二 区域 | 山口県全域 |
| 三 期日 | 平成二十二年十一月四日から同月二十日まで |
| 四 実施の方法 | 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所在する畜舎（家畜防疫員が消毒の必要があると認めるものに限る。）の周囲に消石灰を散布する。 |

平成22年
11月30日
(火曜日)

平成
二十二年十一月三十日発行

発行
行所

山口県知事
山口県